

※選挙人名簿登録地が松本市の方へ

松本市外の滞在地で行う「不在者投票」の流れ

投票人	「不在者投票宣誓書兼請求書」を入手	<p>[入手方法(下記①～④いずれかの方法)]</p> <p>① 松本市のホームページから印刷</p> <p>② 電話で松本市選挙管理委員会へ郵送を依頼</p> <p>③ 電話で松本市選挙管理委員会へFAX送信を依頼</p> <p>④ 最寄りの選挙管理委員会で「不在者投票宣誓書兼請求書」を入手</p>
投票人	入手した「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、松本市選挙管理委員会へ送付	<p>[送付方法]</p> <p>① 郵送</p> <p>② 松本市選挙管理委員会へ持参</p> <p>※FAX、電子メール等での請求はできません。</p>
松本市選挙管理委員会	「不在者投票宣誓書兼請求書」に記載されている住所へ「投票用紙等一式」を送付	<p>[送付方法]</p> <p>郵便(レターパック)でお送りします。</p>
投票人	送付された「投票用紙等一式」を持ち、滞在地の選挙管理委員会へ本人が出向いてください。	<p>[注意]</p> <p>① 滞在地の選挙管理委員会以外の場所で投票用紙に記載はできません。</p> <p>② 「開封厳禁」と書かれた封筒は開封してはいけません。</p> <p>※上記①②に反すると投票できなくなります。</p>
滞在地の選挙管理委員会	本人確認を行います。	
投票人	本人確認後、滞在地の選挙管理委員会立ち会いのもと、投票用紙に記載します。	<p>[投票手順]</p> <p>① 投票用紙に記載</p> <p>② 記載済投票用紙を内封筒に入れる</p> <p>③ 内封筒を外封筒に入れる</p> <p>④ 封筒を滞在地の選挙管理委員会職員に手渡す</p>
滞在地の選挙管理委員会	記載済みの投票用紙を松本市選挙管理委員会へ送付します。	<p>[送付方法]</p> <p>郵送</p>
松本市選挙管理委員会	送付された投票用紙を受理し、投票箱に投函します。	

不在者投票宣誓書兼請求書(滞在地用)

私は、令和3年4月25日執行参議院長野県選出議員補欠選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。ここに真実に相違ないことを宣誓し、投票用紙等を請求します。

松本市選挙管理委員会委員長 宛

投票日当日に該当すると見込まれる不在者投票事由(1~3、5、6号)のいずれか一つの番号に○を付し、氏名等を記入してください。

		令和3年	月	日
1号	仕事、学業、家事、介護、ボランティア、地域行事等に従事または冠婚葬祭			
2号	市外・投票区外に外出、旅行、滞在			
3号	高齢・病気・障害・出産等のため歩行困難等			
5号	住所移転のため、松本市外に居住			
6号	天災または悪天候により、投票所に到達することが困難			
フリガナ				
氏名				
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
	西暦			
住所 (選挙人名簿登録地)	松本市			

投票用紙等送付先(選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際に、そのまま転写して宛名として使用しますので、正確に記入してください。)

現住所 (滞在地住所)	〒
電話番号(日中連絡先)	

備考	選挙公報の送付 必要・不要 (どちらかに○をお願いします。) ※下記:注4参照
----	---

- 注1) 不在者投票期間に滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票できるように、郵送等の時間を考慮して早めに請求してください。
- 注2) この用紙は本人が記入し、松本市選挙管理委員会へ持参または郵送してください。(FAX、電子メールでは請求できません。)
- 注3) 点字によって投票しようとする場合は、その旨を備考欄にご記入ください。
- 注4) 選挙公報が必要な方は、備考欄に○をしてください。その場合、投票用紙等は4月14日以降の発送となります。

事務処理欄

受付年月日	受付	交付年月日	郵送料	担当
令和3年 月 日	郵 / 本人持参/代理持参	令和3年 月 日	円	